

令和5年5月2日

ふじみ野市立小・中学校
保護者 様

ふじみ野市教育委員会

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

この度、埼玉県教育委員会教育長より、令和5年4月28日付けで「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」の通知がありました。

つきましては、令和5年5月8日以降の教育活動について、県の通知に基づき、下記のとおり対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 健康観察について

- (1) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要です。無理して登校することがないようにしてください。
- (2) 毎日の体温チェック・提出等は不要です。

2 マスクの着用について

- (1) 学校の教育活動においては、児童生徒及び教職員（以下、「児童生徒等」といいます。）に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。
- (2) マスクを外したい児童生徒が外しやすい環境となるよう配慮します。
- (3) 熱中症のリスクを踏まえ、体育の授業、運動部活動の活動中、登下校など場面に応じてマスクを外すよう指導します。
- (4) 感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいたりすることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることはありません。
- (5) 児童生徒の間でマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導します。
- (6) 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導します。

3 児童生徒の出席停止について

- (1) 陽性者（有症状者の場合）
発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとします。
- (2) 陽性者（無症状者の場合）
陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまでとします。
ただし、出席停止期間中に発症した場合は、検体採取日を0日として5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日が経過するまでの期間とします。
- (3) 体調不良者のうち医師等から登校を控えるよう指示された者
学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまでとします。

(4) その他「欠席」の扱いとしない場合は以下のとおりです。

学級あるいは学校内に陽性者が確認された場合等において

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒及び基礎疾患等があり重症化するリスクが高い児童生徒について、主治医の見解に基づき保護者が登校すべきでないと判断した場合
- ・保護者から感染が不安で休ませたいと相談があり、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

4 部活動及び公式大会等について

(1) 活動停止について

陽性者の発生日数に応じた一律の活動停止措置は行いません。ただし、部活動内で感染が拡大し、集団感染のおそれがある場合等には、校長が必要に応じて活動停止及びその期間を判断します。

(2) 活動停止期間中の公式大会等への参加について

教育的な意義を踏まえ、教育委員会及び大会等主催者と協議の上、参加の可否を判断します。

5 濃厚接触者及び濃厚接触者相当の者取扱いについて

令和5年5月8日以降、学校においても濃厚接触者及び濃厚接触者相当の者の特定は行いません。同居している家族が陽性となった児童生徒や、学校で陽性者と接触があつた児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。

6 その他

子どもたちは、これまでの長期にわたる新型コロナウイルス感染症への対応によるストレスを抱えており、現在も「罹患してしまうのではないか」「マスクは外してよいのだろうか」等の不安を抱えている可能性があります。ご家庭においても子どもたちの心の状態の把握に努めていただき、心配な様子が見られる場合は、学校へご相談ください。